

## 11-補足1 期間の計算

2007年6月16日

### 1. 概要

**期間**：継続する時間の長さを表す。とりわけ重要となるのは期間の終了時点（満了点）の算出方法である。

**期間の計算方法**：

- ・日より短い単位（時・分・秒）で定めている場合：即時から起算し、定められた時間が経過した時点で満了する。
- ・日、又はそれより長い単位（週・月・年）で定めている場合：次のような順序で期間の満了点を決定する
  - (1)起算日を定める → 2(1)
  - (2)そこから定められた期間に応じて末日を定める → 2(2)
  - (3)満了点は、原則として末日の終了時点となるが、末日が日曜休日の場合例外がある → 2(3)

#### Case1 日より短い単位で定められた期間の計算

7月1日午前10時、Aは、Bからパソコンを48時間借りる約束をした。この場合、即時（7月1日午前10時）から48時間を数え上げ、それが終了する時点（7月3日午前10時）をもって、満了点とする。このためこの時点を過ぎると、Aはパソコンの返還義務を履行しなければならなくなる。

### 2. 日より長い単位で定められた期間の計算方法

#### (1) 起算日の定め方

**原則**：初日を参入しない（初日不算入の原則）＝翌日から数え始める

**例外**：期間の初日が午前零時から始まるときには、初日も期間に参入する。初日も24時間全てを当事者が利用できるからである。

#### Case2 起算日の定め方

- ①7月1日午前10時、Aは、Bからパソコンを2日間借りる約束をした。この場合、起算日は7月2日となる（7月2日を第1日目として数える）。
- ②7月1日午前10時、地域のお祭りで使う必要があるため、自治会長Cは、町Dとの間で、「7月20日から2日間」集会場を借りるという契約を結んだ。この場合、7月20日の午前零時から期間は始まっているので、起算日は7月20日となる（7月20日を第1日目として数える）。

#### (2) 末日の定め方

##### (a) 原則（143条1項・2項本文）

- (i) 期間が「日」で定められる場合：起算日を「第1日目」として、指定された日数を数える。
- (ii) 期間が「週」で定められる場合：起算日を「第0週」とし、翌週以降同じ曜日（＝応当日）がくる度に第1週、第2週、と数える。指定された週数の応当日の前日を末日とする。
- (iii) 期間が「月」で定められる場合：起算日を「第0月」とし、翌月以降の同じ日（＝応当日）がくる度に第1月、第2月、と数える。指定された月数の応当日の前日を末日とする。
- (iv) 期間が「年」で定められる場合：起算日を「第0年」とし、翌年以降の同じ月日（＝応当日）がくる度に第1年、第2年、と数える。指定された年数の応当日の前日を末日とする。

#### Case2 末日の定め方・原則

- ①平成19年7月1日（日）午前10時、Aは、Bからパソコンを2日間借りる約束をした。起算日は7月2日となる（以下も同じ）。そこから指定日数を数えると7月3日が末日となる。
- ②平成19年7月1日（日）午前10時、Aは、Bからパソコンを2週間借りる約束をした。起算日から数えると、7月16日（月）が第2週の応当日となる。期間の末日はその前日（15日（日））となる。
- ③平成19年7月1日（日）午前10時、Aは、Bからパソコンを2ヶ月間借りる約束をした。起算日から数えると、9月2日が第2月の応当日となる。期間の末日はその前日（9月1日）となる。
- ④平成19年7月1日（日）午前10時、Aは、Bからパソコンを2年間借りる約束をした。起算日から数えると、平成21年7月2日が第2年の応当日となる。期間の末日はその前日（平成21年7月1日）となる。

**(b) 例外～応当日が存在しない場合（143条2項ただし書）**

期間が月・年で定められていて、応当日が存在しないこととなる場合には、**応当日となるはずの日を含む月の月末をもって末日とする。**

**Case3** 末日の定め方・応当日のない場合

- |   |
|---|
| <p>①平成19年5月30日午前10時、Aは、Bからパソコンを1ヶ月間借りる約束をした。この場合起算日は5月31日となり、第1月の応答日は6月31日となるはずであるが、これは存在しない。このため6月末日である6月30日が期間の末日となる。</p> <p>②平成16年2月28日午前10時、Aは、Bからパソコンを3年間借りる約束をした。この場合起算日は平成16年2月29日となり（平成16年は閏年である）、第3年の応答日は平成19年2月29日となるはずであるが、これは存在しない（平成19年は平年である）。このため2月末日である平成19年2月28日が期間の末日となる。</p> |
|---|

**(3) 満了点の定め方**

- **原則**：末日の終了をもって期間は満了する（141条）  
    末日が7月1日なら、7月1日が終わり、7月2日午前0時になった瞬間に、期間が終わったことになる
- **例外**：末日が日曜・休日にあたる時であって、その日に取引をしないという慣習がある場合には、末日の翌日の終了をもって期間は満了する（142条）